

答申第 724 号

令和元年 5 月 21 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 8 月 31 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 31）（諮問第 765 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日9時13分付けメール、同日付け厚生労働省通知に関する7文書、同年8月1日付けメール、同月3日付け9月補正予算に係る照会に関する6文書、同月5日付け事務連絡に関する5文書、同月10日16時50分付けメール、同月16日11時53分付けメール、同月17日11時22分付けメール、同日付け特定会議Aの会議資料、同日14時46分付けメール、同月18日8時29分付けメール、同日10時53分付け特定会議Bの開催通知における照会に関する5文書、同月25日8時45分付けメール、同月30日14時8分付けメールによる11月補正予算の照会に関する6文書、同日9時52分付けメール、同年9月1日15時40分付けメール、同月9日付け指定管理者との情報共有に係る依頼文に関する3文書、同月12日付け特定会議Cの開催日程等照会文に関する2文書、同月13日付け事務連絡に関する6文書、同日付け11月補正予算に関する4文書、同月14日付け事務連絡に関する2文書、同月16日付け防犯対策に係る依頼文に関する8文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月7日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日9時13分付けメール（以下「A文書」という。）、同日付け厚生労働省通知に関する7文書（以下「B文書」と総称する。）、同年8月1日付けメール（以下「C文書」という。）、同月3日付け9月補正予算に係る照会に関する6文書（以下「D文書」と総称する。）、同月5日付け事務連絡に関する5文書（以下「E文書」と総称する。）、同月10日16時50分付けメール（以下「F文書」という。）、同月16日11時53分付けメール（以下「G

文書」という。）、同月17日11時22分付けメール（以下「H文書」という。）、同日付け特定会議Aの会議資料（以下「I文書」という。）、同日14時46分付けメール（以下「J文書」という。）、同月18日8時29分付けメール（以下「K文書」という。）、同日10時53分付け特定会議Bの開催通知における照会に関する5文書（以下「L文書」と総称する。）、同月25日8時45分付けメール（以下「M文書」という。）、同月30日14時8分付けメールによる11月補正予算の照会に関する6文書（以下「N文書」と総称する。）、同日9時52分付けメール（以下「O文書」という。）、同年9月1日15時40分付けメール（以下「P文書」という。）、同月9日付け指定管理者との情報共有に係る依頼文に関する3文書（以下「Q文書」と総称する。）、同月12日付け特定会議Cの開催日程等照会文に関する2文書（以下「R文書」と総称する。）、同月13日付け事務連絡に関する6文書（以下「S文書」と総称する。）、同日付け11月補正予算に関する4文書（以下「T文書」と総称する。）、同月14日付け事務連絡に関する2文書（以下「U文書」と総称する。）及び同月16日付け防犯対策に係る依頼文に関する8文書（以下「V文書」と総称する。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に別表1に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子

どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、同条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県が民主主義が停滞する。

エ 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断が行われていないにもかかわらず、実施機関は、公務員以外の主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員や当該公務員から当該情報を聴いた者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。

オ 危機管理マニュアルに関する情報

危機管理マニュアルは公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実

行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。

カ 特定施設丁の利用者の特定事項に関する情報

特定施設丁の利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）について、主権者として、主権者の目で適切な対応がなされたのかを確認して、神奈川県や国際連合障害者権利委員会等に意見を提出する必要がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、特定事件に関する報道が過熱していたという事情等をもって、条例第5条第4号柱書に該当するとは言えず、特定利用者情報を公開することにより県の事務事業に支障が生じたとしても、それは特定事件の重大性にかんがみれば当然のことであって、同号柱書に規定される支障には当たらない。

特定事件の社会的意義は大きいことから、特定利用者情報を公開すべきである。

なお、実施機関は、主権者からの問合せを支障とみなしているが、かかる主張は国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法の下では認められない。

キ 所属内での会議に関する情報

かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。

ク 特定施設甲及び特定施設乙の図面

特定施設甲及び特定施設乙の図面について、他の施設の図面が全部公開されているものの、実施機関が説明するような支障は生じていないことから、これらの図面も公開すべきである。

また、主権者には、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者の権利に関する条約、国際人権規約等の規定により、行政が保護施設の入所者に対し、生活の上で適切な環境・設備を提供しているか否かを確認する権利があるとともに、行政にはそれに応じる義務がある。

よって、これらの図面は条例第5条第4号柱書には該当しない。

ケ 特定事務のスケジュールに関する情報

特定事務のスケジュールに関する情報について、かかる情報が記載さ

れた文書は「全体スケジュール」と題されたものであり、あくまで予定であって変更があり得るといふ趣旨が示されており、かかる情報が確定情報であるとは読み取れない。

仮に確定情報と読み取られるとしても、当該スケジュールは特定事件の関係者と調整済みと推測される。

また、他のスケジュールについては公開されており、実施機関が説明する条例第5条第4号柱書にいう支障のおそれは現実のものとなっていない。にもかかわらず、特定事務の抽象的な性質も説明しないことは、整合性が破綻しており、明らかに不自然かつ不合理である。

かかる情報には、特定事件の関係者を蔑視する差別的表現が記載されているのではないかと強く懸念している。

コ 県の補正予算の要求予定項目に関する情報及び国の第2次補正予算に関する情報

県の補正予算の要求予定項目に関する情報及び国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。

また、実施機関は、後者の情報は誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。

さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。

(2) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（県民局くらし県民部人権男女共同参画課（平成30年4月1日から福祉子どもみらい局人権男女共同参画課））の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア D文書

(ア) 「9月補正の対応（県民局）」

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「9月補正の対応（県民局）」中のものは、県民局所管施設である特定施設甲及び特定施設乙並びに県が一時保護施設として委託業務を発注している施設で導入を予定している具体的な防犯対策とその予算額並びに導入済みの防犯設備に関する情報である。

特定施設甲は売春防止法第34条に規定された婦人相談所であって、同法第34条第3項に規定された要保護女子に対し相談、指導及び一時保護を行うとともに、配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の相談、一時保護等を図ることを目的とした機関であり、特定施設乙は同法第36条に規定された婦人保護施設であって、生活上困難な問題を抱えた女性及び暴力被害女性を入所保護し自立を支援する施設である。また、一時保護施設とは、同法第34条に規定される婦人相談所が状況に応じて女性の適切な保護を行うため一時保護業務を委託する施設である。

これらの施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、前記のとおり、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設であり、これらの施設に入所した県民が安全に当該施設で過ごすことができるようにすることは、県の最も基本的かつ最低限の責務であることにかんがみると、これらの施設における防犯設備の当時の状況や導入を予定している防犯設備に関する情報を公開すると、これらの施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に支障が生じ、もって、その事業運営に支障を生ぜしめることとなる。

よって、これらの施設の具体的な防犯体制に関する情報は、公開することにより、その安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について」

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について」中のものは、特定施設甲等において導入を予定している防犯対策について、防犯設備ご

とに具体的な導入内容を検討したものであり、前記(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関する情報であることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「DV一時保護民間委託シェルターの状況」

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「DV一時保護民間委託シェルターの状況」中のものは、女性相談所が暴力被害女性等の一時保護業務を委託している施設における当時の防犯対策の状況や導入を予定している防犯設備について、具体的に記載されているものである。

かかる情報は、一義的には当該委託先の情報ではあるものの、県の業務委託先として、県の業務の遂行に関する情報が記載されているものであることから、県の業務に関する情報と評価することができ、前記(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関するものであることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 特定施設甲及び特定施設乙の図面

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定施設甲及び特定施設乙の図面は、両施設の部屋割等が具体的に記載されたものであるところ、前記(ア)のとおり、これらの施設は要保護女子等の入所が予定されている施設であって、かかる情報を公開すると、当該施設における安全面の確保に支障が生じ、もって、その事業運営に支障を生ぜしめることとなるものである。

よって、これらの図面は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) メール本文

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、メール本文中のものは、特定施設甲、特定施設乙及び一時保護施設において導入を検討している具体的防犯対策に関するものであり、前記(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関するものであることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ F文書及びG文書

F 文書及びG 文書において本件処分により非公開とした特定利用者情報は、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関による取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ I 文書

I 文書において本件処分により非公開とした特定事務のスケジュールに関する情報は、当該特定事務が特定事件の関係者との調整なくしてなし得ないものであり、かかる調整を行う前段階の全くの未確定情報として記載されているにもかかわらず、その記載態様から、あたかも確定情報であるかのように読み取れるものである。そのため、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者に対し、県が当該特定事務の実施を独断で決定しているような誤解を与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあり、当該特定事務の遂行に支障を生じるおそれがあるのみならず、特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生じさせるおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ L 文書及びM 文書

(ア) 「入居を伴う県有施設における警備体制の状況」及び「特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）」

L 文書及びM 文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「入居を伴う県有施設における警備体制の状況」及び「特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）」中のものは、特定施設甲

や特定施設乙をはじめとした県民局入所施設における防犯体制に関する情報であり、その内容は当該施設の夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものであって、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関する情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 危機管理マニュアル

L文書及びM文書において本件処分により非公開とした情報のうち、危機管理マニュアル中のものは、当該マニュアルを有する施設の防犯体制や事故等への対応について記載されたものであり、これを公開すると、当該マニュアルを有する施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ N文書

N文書は、特定事件の再発防止のため、県民局入所施設等の安全対策に関する予算担当者の打合結果並びに県民局長及び副局長からの指示内容が記載されたメール並びに県民局入所施設等の防犯対策に関する調査票から成るものである。

(ア) メール本文

N文書において本件処分により非公開とした情報のうち、メール本文中のものは、県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関するものであり、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関するものであることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「県民局入所施設等の安全対策について」

N文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「県民局入所施設等の安全対策について」中のものは、県民局入所施設等において導入を検討している防犯対策の具体的な充実策について、その内容と現状、既に導入済みであるか否か、また、導入するに際しての予算額に関するものであって、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的

防犯体制に関するものであることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ ○文書

○文書において本件処分により非公開とした情報は、特定施設丙における防犯対策上の課題や対応策を具体的に記載したものであるところ、同施設は、男女共同参画の推進のための調査研究、人材育成、啓発等を行っているほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に規定された配偶者暴力相談支援センターとして配偶者等からの暴力被害者の相談を受けていることから、暴力加害者による被害者への追及が行われないよう安全面の確保が必須となる施設である。したがって、かかる情報は前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関するものと評価できることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ P文書

P文書は、特定会議Bの議事録であるところ、同会議は、特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討するために県民局入所施設等の所属長から構成された会議体である。

(ア) 県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報

P文書において本件処分により非公開とした情報のうち、県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、県民局入所施設等の防犯体制について、各所属長が具体的に言及したものであり、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関するものであることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 国の第2次補正予算に関する情報

P文書において本件処分により非公開とした情報のうち、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議Bにおいて言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信

頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 危機管理マニュアル

P文書において本件処分により非公開とした情報のうち、危機管理マニュアルに関するものは、前記エ(イ)に掲げる情報の一部及びそれと同質のものであることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク S文書

(ア) 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設又は7施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報

S文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「各入所施設の緊急時の連絡体制」に記載された県民局所管6施設又は7施設における緊急時の施設内連絡体制並びに職員及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これを公開した場合、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあって、これを公開した場合、当該施設においては連絡体制が整っていない防犯体制が脆弱な施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まることが予想され、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

(イ) 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設

設又は7施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

S文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「各入所施設のその他設備、器具の状況」に記載された県民局所管6施設又は7施設における防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容と密接にかかわるものであり、かかる情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設又は7施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

S文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「特定事件以降の各入所施設での対応状況」に記載された県民局所管6施設又は7施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を来すことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設又は7施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開した場合、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記(ア)後段と同様に、同号柱書に該当する。

(エ) その余の情報

S文書において本件処分により非公開とした情報のうち、前記(ア)

から(ウ)までに掲げる情報を除いた情報は、県民局所管6施設又は7施設における具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的な防犯体制に関する情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ T文書

(ア) メール本文

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、メール本文中のものは、特定事件を受けて、保健福祉局の11月補正予算に係る要求予定項目の一例として、新規補助事業名、補助対象となる防犯対策の内容が記載されたものである。

そして、本件請求時点にあつては、県が設置した第三者委員から構成される特定委員会において、特定事件の事実確認や事後対応の検討を行っている段階にあり、特定事件の事後対応については、特定委員会の検討結果を踏まえて判断していくものであるため、これらの情報を公開した場合、特定委員会での検討段階であるにもかかわらず、特定委員会との調整なく実施機関の独断により特定の事後対応を講じているように誤解され、特定委員会との信頼関係を損ない、特定事件の事後対応事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 県民局の11月補正予算状況（細々事業名、想定額、財源内訳及び事業内容等が記載されたもの）

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「県民局の11月補正予算状況」中のものは、県民局の11月補正予算に係る要求予定項目として、細々事業名、想定額、財源内訳及び事業内容等の内容が記載されたものであつて、前記(ア)に掲げる情報の県民局におけるものを詳述化したものといふことができることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 保健福祉局の11月補正予算状況（細々事業名、想定額、財源内訳

及び事業内容等が記載されたもの)

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「保健福祉局の11月補正予算状況」中のものは、前記(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これに加え、これらの情報には、特定施設丁の建替え等の予算にかかわる情報も含まれるものであって、これは、特定施設丁の利用者とその関係者、議会等にも明らかにしていなかった情報である。

したがって、かかる情報を公開した場合、施設運営者、特定施設丁の利用者等と行ってきた特定施設丁の再生に向けたこれまでの調整について疑念を抱かれ、相互の信頼関係の下で行われる今後の調整に支障が生じるおそれがある。

よって、かかる情報は、この点においても、条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「県民局入所施設等の安全対策について」

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「県民局入所施設等の安全対策について」中のものは、前記オ(イ)に掲げるものと同じ情報であることから、前記ア(ア)のとおり、条例第5条第4号柱書に該当する。

(オ) 「障害者支援施設等に係る国補正予算（平成28年第二次補正）以外の状況一覧」

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「障害者支援施設等に係る国補正予算（平成28年第二次補正）以外の状況一覧」中のものは、特定事件への対応の一環として、実施機関が所管する特定施設甲及び特定施設乙における防犯対策の充実強化を図るため、11月補正予算に係る要求内容が記載されたものであり、充実強化を図る具体的な防犯対策の内容が含まれるものである。したがって、これらの情報は前記ア(ア)に掲げる情報と同質の具体的防犯体制に関する情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由によ

り、条例第5条第4号柱書に該当する。

(カ) 「特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について」

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について」中のものは、前記ア(イ)に掲げる情報と同じ情報であることから、前記ア(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(キ) 「DV一時保護 民間委託シェルターの状況」

T文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「DV一時保護 民間委託シェルターの状況」中のものは、前記ア(ウ)に掲げる情報と同じ情報であることから、前記ア(ウ)のとおり、条例第5条第4号柱書に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、男女共同参画社会の実現に向けた調査、啓発等の取組のほか、生活に困難を抱えた女性、DV被害者等の相談及び保護の取組を、県内市町村や実施機関が所管する特定施設甲、特定施設乙、特定施設丙等と連携して行っている。

実施機関は、関係所属から特定事件を受けた注意喚起の連絡を受けたためA文書を、特定事件を受けた対応や安全対策について国や関係所属からの通知を受け、関係所属と調整するとともに、関係機関に対し照会及び通知の発出を行ったためB文書、C文書、E文書、F文書、G文書、K文書、L文書、N文書、O文書、Q文書、U文書及びV文書を管理していたものである。また、9月補正予算及び11月補正予算における特定事件への対応

について関係機関に関する予算をとりまとめ、関係所属と調整したためD文書、J文書及びT文書を、特定事件への対応に係る各種会議に特定施設丙等の主管課として出席したためH文書、I文書、M文書、P文書及びR文書を、常任委員会の資料の作成に関して関係所属と調整を行ったためS文書を管理していたものである。

以上のとおり、特定事件に関し、これらの関連機関以外に直接文書のやりとりを行ったのは県民局総務室のみであるため、本件請求の対象となる文書については十分に特定されている。本件審査請求に臨み再確認を行った際にも、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書は確認されなかったため、他に本件請求の対象となる文書があるはずである旨の審査請求人の主張は妥当でない。

また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書は存在しない。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、E文書、K文書、Q文書、U文書及びV文書は実施機関が収受した特定事件

を受けて発出された各種施設における防犯対策に関する通知を関係所属に通知等したため、F文書、N文書及びO文書は特定事件への対応に関する各種照会を目的に作成されたため、D文書、G文書、J文書及びT文書は特定事件を受けて行われた補正予算の要求を目的に作成されたため、実施機関において管理されていたものであると認められる。また、H文書、I文書、L文書、M文書、P文書及びR文書は特定事件を受けて開催された各種会議の議事概要、資料、資料作成の過程で行われた各種照会に関する文書等として作成されたため、S文書は実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受け、それに対応したため、C文書は特定事件を受けた対応を県ホームページにおいて公表する過程で公表内容について照会を受けたため、実施機関において管理されていたものであると認められる。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

もともと、本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか個別具体的に判断するものとする。

ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、補正予算の要求予定項目に関する情報、施設の具体的防犯体制に関する情報、特定施設甲及び特定施設乙の図面、特定利用者情報、特定事務のスケジュール、危機管理マニュアルに関する情報、緊急時の連絡体制に関する情報、防犯訓練の実施の有無に関する情報、所属内での会議に関する情報、国の第2次補正予算に関する情報及び特定の空欄に関する情報ごとに、11個に分類されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、それぞれその当否を検討する。

(ア) 補正予算の要求予定項目に関する情報

当審査会が確認したところ、補正予算の要求予定項目に関する情報は、特定事件とは関係のない事業に係るもの（以下「補正予算情報 α 」という。）、特定施設丁の建替え等に関するものを除いた特定事件の事後対応に係るもの（以下「補正予算情報 β 」という。）及び特定施設丁の建替え等に関するもの（以下「補正予算情報 γ 」という。）の3つに分けられるため、以下、それぞれについて検討する。

a 補正予算情報 α

補正予算情報 α は、特定事件とは関係のない事業に係る補正予算の要求予定項目であるが、予算要求の最初期の段階にあるものであることにかんがみれば、公開することにより、当該予算要求予定項目に係る利害関係者から実施機関に対し圧力等がかかり、適正な予算編成事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、補正予算情報 α は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

b 補正予算情報 β

補正予算情報 β は、県有施設及び民間施設を対象とした特定事件の事後対応の一環として予算要求予定項目として上げられたものである。当審査会が確認したところ、当時、特定委員会においては、特定事件の事後対応について検討が行われ、その後、採るべき具体的な事後対応について、特定委員会から県に対し報告が行われてい

ることが認められるが、本件請求時にあっては、これら事後対応にかかる検討が行われている最中であつたことが認められる。

したがって、かかる状況にあって、補正予算情報βを公開すると、前記aと同様の支障が生ずるおそれがあるほか、特定委員会の検討を経ることなく県の独断により特定事件に係る事後対応を行っているように捉えられ、特定委員会の存在意義が問われる事態となり、特定委員会において以後行われる検討に支障を生じ、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じるおそれがあつたと認められる。

よって、補正予算情報βは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

c 補正予算情報γ

補正予算情報γは、特定施設丁の建替え等に係る予算として特定施設丁のその後の在り方に大きく影響する情報であり、その在り方について大きな議論となつたことは公知の事実であることに照らすと、当時、かかる情報が何らの事前説明を伴うことなく公開された場合には、特定施設丁のその後の在り方を含めた特定事件全般の事後対応にわたる、施設運営者、特定施設丁の利用者等との調整事務に支障を及ぼすことは容易に想定されるものである。

よって、補正予算情報γは、公開することにより、前記bに掲げる支障に加え、このような支障が生じるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

d 審査請求人の主張

なお、審査請求人は、前記aからcまでに掲げる情報について、前記3(1)コのとおり、公開すべき旨主張するが、これらの情報は予算案に至る前の情報であり、その時点で公開すると、前記aからcまでのとおり、事務事業上の支障が生じるものであつて、同人の主張に当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(イ) 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設における防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説

明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的な防犯体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり、これらの情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(ウ) 特定施設甲及び特定施設乙の図面

当審査会が確認したところ、特定施設甲及び特定施設乙の図面には、両施設の部屋割り等の詳細が具体的に記載されていることが認められる。そして、実施機関が説明するとおり、両施設は要保護女子等の入所が予定され、その加害者等から入所者を守ることが、両施設の主要目的であることにかんがみれば、これらの図面を公開することにより、両施設における入所者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、特定施設甲及び特定施設乙の図面は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)クのとおり、他施設の図面が公開されていることを理由に、これらの情報についても公開すべき旨主張するが、前記のとおり、これらの情報は、施設の用途及び設置目的との関係で公開することによる支障が認められるのであるから、その点を捨象した同人の主張は妥当でなく、採用することはできない。また、その余の主張についても、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(エ) 特定利用者情報

特定利用者情報は、実施機関が説明するとおり、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっており、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度、その内容の推測

が可能な状況にあったものの、その具体的内容は明らかになっていなかったと認められる。

また、特定事件は、その特異性から、本件請求時にあっても、全国的な報道が行われ、特定事情によりその報道が過熱していたことも認められる。

このような状況を前提とすると、特定利用者情報を公開した場合、報道機関からの取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるおそれがあったと認められる。

よって、特定利用者情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)カのとおり、特定事件の重大性にかんがみれば、特定利用者情報を公開することにより、県の事務事業に支障が生じたとしても、同号柱書に規定される支障には当たらない旨等を主張するが、これは、同号柱書にいう「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」性に関する主張であるとも考えられるため、以下、念のために検討する。

同号柱書にいう「適正」性とは、非公開情報を公開することによる支障のみならず、公開することにより得られる利益をも考慮すべきとする趣旨と解されるが、当審査会が確認したところ、特定利用者情報を公開したとしても、これにより得られる情報の内容にかんがみれば、これにより得られる利益を想定することは困難であり、仮に得られる利益があったとしてもそれは軽微なものであって、これを公開することによる支障を上回るものであると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(オ) 特定事務のスケジュール

当審査会が確認したところ、特定事務のスケジュールは、実施機関が説明するとおり、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない事

務に関するものであって、その記載態様にかんがみると、当該スケジュール作成時にあって、既に当該特定事務の実施が確定したものであるかのように読み取れるものであると認められる。

したがって、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者の意向とは関係なく、県が独断で特定事務の実施を決定したとの誤解を特定事件の関係者に与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあると認められる。かかる場合、当該特定事務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない特定事件に関する事後対応全般にわたり、支障を生ぜしめるおそれがあると認められることから、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)ケのとおり、他のスケジュールは公開されているにもかかわらず、特定事務に関するスケジュールのみ非公開とされ、かつ、特定事務の抽象的な性質の説明がないことは明らかに不自然かつ不合理である旨等主張するが、当審査会が確認したところ、特定事務は、他に公開されている事務とはその性質を大きく異にするものであり、特定事務の内容に照らせば、その内容を抽象的にでも説明すると、他の情報と照合することにより、その内容が明らかとなると認められることから、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、その余の主張についても、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(カ) 危機管理マニュアルに関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記(イ)と同様に同号柱書に該当すると解され

るのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、危機管理マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

(キ) 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制に関する情報については、実施機関が説明するところ、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、緊急時の連絡体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)エのとおり、かかる情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(ク) 防犯訓練の実施の有無に関する情報

防犯訓練の実施の有無に関する情報については、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ケ) 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報である

と認められる。

実施機関はこの点について、かかる情報に該当するという点のみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知を受けて行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(コ) 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議Bにおいて言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるととも、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点に関し、審査請求人は前記3(1)コのとおり、かかる情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であり、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(カ) 特定の空欄に関する情報

この点について、実施機関は、緊急時の連絡体制について記載がない空欄や「特定事件以降の各入所施設での対応状況」における空欄を公開すると当該施設が防犯体制の整っていない施設であるとの誤解の下、犯罪の対象となるおそれが高まり、当該施設の安全面の確保に支障が生ずるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するところ、空欄であることそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得

る場合は、前記(イ)と同様に、公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第5条第4号柱書に該当すると認められるが、防犯体制の脆弱性を示すことにつながらない空欄にあっては、同号柱書には該当しないと言うべきである。

イ その他の非公開理由

実施機関が説明する本件非公開情報に係る非公開理由の当否は以上のとおりであるが、当審査会が確認したところ、次に掲げる情報については、前記非公開理由により非公開とすることは相当ではないものの、それぞれ以下の理由により非公開とすることが相当である。

(ア) 特定施設乙のマニュアルに記載された同施設の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報

当審査会が確認したところ、特定施設乙のマニュアルに記載された同施設の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報（同マニュアル33頁目のうち、5行目3文字目から14文字目まで、6行目3文字目から14文字目まで、7行目6文字目から17文字目まで、14行目7文字目から16行目まで、17行目6文字目から14文字目まで及び18行目から20行目まで）は、特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報であると認められる。そして、前記ア(ウ)のとおり、特定施設乙は、要保護女子等の入所が予定され、その加害者等から入所者を守ることが主要目的であることにかんがみれば、これらの情報を公開することにより、同施設における入所者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

よって、これらの情報は、かかる理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) 特定施設乙のマニュアルに記載された特定の個人に係る事故事例情報

当審査会が確認したところ、特定施設乙のマニュアルに記載された次のaからfまでに掲げる特定の個人に係る事故事例情報は、条例第5条第1号本文に該当するものである。

すなわち、同号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定しているところ、これらの事故事例情報は、特定の個人の氏名は記載されていないものの、事故に至った状況、事故に至った者の心身の状況等が個別具体的に記載されているものであるため、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、同号本文に該当するものである。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」

（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、本件についてこれを見ると、これらの事故事例情報は、特定施設乙内において生じたものであって、現に公にされているものではなく、また、公にすることも予定されているものとも認められないため、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、特定施設乙のマニュアルに記載された特定の個人に係る事故事例情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

- a 19頁目のうち、17行目から24行目まで
- b 20頁目のうち、4行目から8行目まで
- c 21頁目のうち、18行目から27行目まで

- d 24頁目のうち、13行目から25行目まで及び27行目4文字目から33文字目まで
- e 26頁目のうち、7行目から11行目まで、15行目10文字目から18行目まで及び19行目11文字目から22行目まで
- f 32頁目のうち、18行目4文字目から21行目まで

(ウ) 特定施設乙のマニュアルに記載された同施設の職員の氏名

当審査会が確認したところ、特定施設乙のマニュアルに記載された同施設の職員の氏名（同マニュアル33頁目のうち、9行目7文字目から11文字目まで）は、指定管理制度を活用している特定施設乙の職員の氏名であることから、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる職員は指定管理制度により管理を行っている法人の職員であって、その氏名は現に公にされておらず、また、公にすることが予定されているとも認められないため、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも当たらないと認められる。

よって、特定施設乙のマニュアルに記載された同施設の職員の氏名は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 結論

以上を前提に本件を見ると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書等に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たり得ないものであるため、公開すべきであると判断する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、

「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体、安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体、安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することは

できない。

(5) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査

請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、内容毎に適用条項を摘示するとともに、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ、理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号柱書にいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
D 文 書	平成 28 年 8 月 3 日 11 時 3 分 付 けメール	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局)	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 記 載 例 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 1 欄 第 2 項 か ら 第 4 欄 第 3 項 まで
	平成 28 年 8 月 3 日 18 時 18 分 付 けメール	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局)	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 記 載 例 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 1 欄 第 2 項 か ら 第 4 欄 第 3 項 まで
			9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 対 応 内 容 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 2 欄 第 4 項 か ら 第 4 欄 第 7 項 まで
	平成 28 年 8 月 4 日 15 時 11 分 付 けメール ／ 平成 28 年 8 月 4 日 15 時 27 分 付 けメール	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局)	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 記 載 例 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 1 欄 第 2 項 か ら 第 4 欄 第 3 項 まで
			9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 対 応 内 容 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 2 欄 第 4 項 か ら 第 4 欄 第 7 項 まで
		特定施設甲・ 女性保護施設 等の安全対策 の強化につい て	特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強 化内容 ○ 左記文書の 3 行目以降すべて
D V 一 時 保 護 民 間 委 託 シ ェ ル タ ー の 状 況		民間委託シェルターにおける具体的防犯体制 の内容 ○ 左記文書の表中、第 1 欄 第 2 項 から 第 4 欄 第 8 項 まで、8 行目から 13 行目まで	
特定施設甲及 び特定施設乙 の図面	特定施設甲及び特定施設乙の図面 ○ 記載内容のすべて		

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
D 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 5 日 18 時 14 分 付 けメール	同左	9月補正の対応(県民局)の対応内容 ○ メール本文中、3行目1文字目から9文字目まで
		9月補正の対応(県民局)	9月補正の対応(県民局)の記載例 ○ 左記文書2頁目表中、第1欄第2項から第4欄第3項まで
			9月補正の対応(県民局)の対応内容 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第4項から第4欄第7項まで
		特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について	特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化内容 ○ 左記文書の3行目以降すべて
		DV一時保護民間委託シェルターの状況	民間委託シェルターにおける具体的防犯体制の内容 ○ 左記文書の表中、第1欄第2項から第4欄第8項まで、9行目から15行目まで
F 文書	平成 28 年 8 月 10 日 16 時 50 分 付けメール	特定施設丁に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち、6行目3文字目から27行目まで、37行目から40行目まで
G 文書	平成 28 年 8 月 16 日 11 時 53 分 付けメール	特定施設丁に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書2頁目表中、第2欄第2項のうち、6行目3文字目から22行目まで、32行目から35行目まで
I 文書	—	特定事件関連全体スケジュール	特定事務のスケジュールに関する情報 ○ 左記文書表中、第6欄第1項から同欄第6項まで

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
L 文書	平成 28 年 8 月 18 日 10 時 53 分 付けメー ル	入居を伴う県 有施設におけ る警備体制の 状況	県民局所管 9 施設における警備体制（警備業 務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間 及び備考）に関する情報
			県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体 制に関する情報
			県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無 に関する情報
			県民局所管 9 施設における自動警報装置の有 無に関する情報
	平成 28 年 8 月 22 日 10 時 53 分 付けメー ル	特定事件を受 けた入所施設 での対応につ いて（調査 票）	特定施設乙に対する質問の内容
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて 行った特定施設乙における対応の内容
			特定施設乙における侵入者対策の内容
			特定施設乙における危機管理マニュアルの作 成の有無に関する情報
			特定施設乙における施設の危機管理上の課題
			特定施設乙における入所者への緊急時伝達方 法
特定施設乙における職員への緊急時伝達方法			

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分 付けメールに係る起案文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	特定施設乙に対する質問の内容
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設乙における対応の内容
			特定施設乙における侵入者対策の内容
			特定施設乙における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報
			特定施設乙における施設の危機管理上の課題
			特定施設乙における入所者への緊急時伝達方法
			特定施設乙における職員への緊急時伝達方法
		特定施設乙のマニュアルの内容すべて	
	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	特定施設甲に対する質問の内容	特定施設甲に対する質問の内容
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設甲における対応の内容
			特定施設甲における侵入者対策の内容
			特定施設甲における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報
			特定施設甲における施設の危機管理上の課題
			特定施設甲における入所者への緊急時伝達方法
			特定施設甲における職員への緊急時伝達方法
		特定施設甲のマニュアルの内容すべて	
	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメール	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	特定施設乙に対する質問の内容
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設乙における対応の内容
特定施設乙における侵入者対策の内容			
特定施設乙における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報			
特定施設乙における施設の危機管理上の課題			
特定施設乙における入所者への緊急時伝達方法			
特定施設乙における職員への緊急時伝達方法			
	特定施設乙のマニュアルの内容すべて		

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
M 文書	特定会議 Bの会議 資料	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容
			県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容
			県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報
			県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題
			県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法
		県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法	
		入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報
			県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報
			県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報
			県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
N 文 書	平成 28 年 8 月 30 日 14 時 8 分付 けメール	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、10 行目から 12 行目まで
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで
	平成 28 年 8 月 30 日 14 時 42 分付 けメール	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、16 行目から 18 行目まで
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで
	平成 28 年 9 月 7 日 11 時 38 分付 けメール	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、33 行目 2 文字目から 25 文字目まで、34 行目 2 文字目から 25 文字目まで、35 行目 2 文字目から 9 文字目まで
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
区分	文書種別		非公開情報	
N 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 7 日 14 時 52 分 付 けメール	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、28 行目 2 文字目から 25 文字目まで、29 行目 2 文字目から 25 文字目まで、30 行目 2 文字目から 9 文字目まで	
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで	
	平成 28 年 8 月 30 日 14 時 8 分 付 け メールに 係る起 案文書	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、10 行目から 12 行目まで ※ 手書記載事項は、行数として数えない。	
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで	
	平成 28 年 9 月 13 日 16 時 30 分 付 け メール	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、18 行目 2 文字目から 25 文字目まで、19 行目 2 文字目から 25 文字目まで、20 行目 2 文字目から 9 文字目まで	
		県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで	
	O 文書	平成 28 年 8 月 30 日 9 時 52 分 付 け メール	特定施設丙の利用者の安全確保のための課題と対応策 (H28.8.2 作成)	特定施設丙における防犯対策上の課題及び対応策に関する情報 ○ 左記文書表中、第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
P 文書	平成 28 年 9 月 1 日 15 時 40 分 付 けメール	特定会議 B 議 事概要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する 情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行 目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 5 行目まで、7 行目、10 行目から 15 行目ま で、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、12 行 目 20 文字目から 13 行目まで、17 行目、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行 目まで、35 行目、37 行目 ○ 左記文書 5 頁目のうち、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで
			<p>国の第 2 次補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目のうち、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行 目から 23 行目まで
		特定施設甲の マニュアル	特定施設甲のマニュアルの内容すべて
		特定施設戊の マニュアル	特定施設戊のマニュアルの内容すべて
S 文書	平成 28 年 9 月 13 日 14 時 54 分 付けメー ル	各入所施設の 夜間の防犯体制	県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常 勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に 関する情報
		各入所施設の 緊急時の連絡 体制	県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連 絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制 に関する情報
		各入所施設の 防犯カメラの 設置状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置 の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に 関する情報
		各入所施設の その他設備、 器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯のための設 備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、 危機管理マニュアルの有無に関する情報
		特定事件以降 の各入所施設 での対応状況	県民局所管 6 施設における所属内での会議、 防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
S 文書 (<small>続き</small>)	平成 28 年 9 月 13 日 18 時 42 分 付けメー ル	各入所施設の 夜間の防犯体制	県民局所管7施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報
		各入所施設の 緊急時の連絡 体制	県民局所管7施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報
		各入所施設の 防犯カメラの 設置状況	県民局所管7施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報
		各入所施設の その他設備、 器具の状況	県民局所管7施設における防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、危機管理マニュアルの有無に関する情報
		特定事件以降 の各入所施設 での対応状況	県民局所管7施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報
	平成 28 年 9 月 13 日 19 時 39 分 付けメー ル	各入所施設の 夜間の防犯体制	県民局所管7施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報
		各入所施設の 緊急時の連絡 体制	県民局所管7施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報
		各入所施設の 防犯カメラの 設置状況	県民局所管7施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報
		各入所施設の その他設備、 器具の状況	県民局所管7施設における防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、危機管理マニュアルの有無に関する情報
		特定事件以降 の各入所施設 での対応状況	県民局所管7施設における所属内での会議、防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 16 日 9 時 49 分 付けメー ル	各入所施設の 夜間の防犯体 制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常 勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に 関する情報
		各入所施設の 緊急時の連絡 体制	県民局所管 7 施設における緊急時の施設内連 絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制 に関する情報
		各入所施設の 防犯カメラの 設置状況	県民局所管 7 施設における防犯カメラの設置 の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に 関する情報
		各入所施設の その他設備、 器具の状況	県民局所管 7 施設における防犯のための設 備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、 危機管理マニュアルの有無に関する情報
		特定事件以降 の各入所施設 での対応状況	県民局所管 7 施設における所属内での会議、 防犯設備の確認、その他の対応に関する情報
	平成 28 年 9 月 20 日 10 時 59 分 付けメー ル	各入所施設の 夜間の防犯体 制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常 勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に 関する情報
		各入所施設の 夜間の防犯体 制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常 勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に 関する情報
	平成 28 年 9 月 20 日 11 時 53 分 付けメー ル	各入所施設の 夜間の防犯体 制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常 勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に 関する情報
		各入所施設の 緊急時の連絡 体制	県民局所管 7 施設における緊急時の施設内連 絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制 に関する情報
		各入所施設の 防犯カメラの 設置状況	県民局所管 7 施設における防犯カメラの設置 の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に 関する情報
		各入所施設の その他設備、 器具の状況	県民局所管 7 施設における防犯のための設 備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無、 危機管理マニュアルの有無に関する情報
		特定事件以降 の各入所施設 での対応状況	県民局所管 7 施設における所属内での会議、 防犯設備の確認、その他の対応に関する情報

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧		
区分	文書種別	非公開情報
平成 28 年 9 月 13 日 17 時 30 分 付けメール	同左	保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、29 行目から 33 行目まで
	添付ファイル	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容
T 文 書 平成 28 年 9 月 13 日 17 時 30 分 付けメールに係る起案文書	同左	保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、29 行目から 33 行目まで ※ 手書記載事項は、行数として数えない。
	県民局の 11 月補正予算状況	県民局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容
	保健福祉局の 11 月補正予算状況	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容
	県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで
	障害者支援施設等に係る国補正予算（平成 28 年度二次補正）以外の状況一覧	特定施設甲及び特定施設乙における防犯対策の充実強化のための 11 月補正予算に係る要求内容 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項まで
	特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について	特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化内容 ○ 左記文書の 3 行目以降すべて
	D V 一時保護民間委託シェルターの状況	民間委託シェルターにおける具体的防犯体制の内容 ○ 左記文書の表中、第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 8 項まで、8 行目から 13 行目まで

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
区分	文書種別	非公開情報	
T 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 14 日 9 時 44 分 付けメー ル	同左	保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、36 行目から 41 行目まで
	平成 28 年 9 月 20 日 17 時 28 分 付けメー ル	県民局の 11 月 補正予算状況	県民局の 11 月補正予算要求予定項目に係る 細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等 の内容
	平成 28 年 9 月 20 日 17 時 28 分 付けメー ル	県民局の 11 月 補正予算状況	県民局の 11 月補正予算要求予定項目に係る 細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等 の内容 (入所施設に係るものに限る)
	平成 28 年 9 月 20 日 17 時 28 分 付けメー ル	保健福祉局の 11 月補正予算 状況	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る 細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等 の内容

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
D 文書	平成 28 年 8 月 3 日 18 時 18 分 付けメール	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局)	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 対 応 内 容 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 2 欄 第 4 項 から 第 4 欄 第 7 項 まで	補 正 予 算 情 報 β に 該 当 する 情 報 である ため。 < 第 5 条 第 4 号 柱 書 >	5 (2) ア (7) b
		9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局)	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 対 応 内 容 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 2 欄 第 4 項 から 第 4 欄 第 7 項 まで		
	平成 28 年 8 月 4 日 15 時 11 分 付けメール /	特 定 施 設 甲 ・ 女 性 保 護 施 設 等 の 安 全 対 策 の 強 化 に つ い て	特 定 施 設 甲 ・ 女 性 保 護 施 設 等 の 安 全 対 策 の 強 化 内 容 ○ 左 記 文 書 の 3 行 目 以 降 す べ て	具 体 的 防 犯 体 制 に 関 する 情 報 である ため。 < 第 5 条 第 4 号 柱 書 >	5 (2) ア (イ)
	平成 28 年 8 月 4 日 15 時 27 分 付けメール	D V 一 時 保 護 民 間 委 託 シ ェ ル タ ー の 状 況	民 間 委 託 シ ェ ル タ ー に お ける 具 体 的 防 犯 体 制 の 内 容 ○ 左 記 文 書 の 表 中、第 1 欄 第 2 項 から 第 4 欄 第 8 項 まで、8 行 目 から 13 行 目 まで		
		特 定 施 設 甲 及 び 特 定 施 設 乙 の 図 面	特 定 施 設 甲 及 び 特 定 施 設 乙 の 図 面 ○ 記 載 内 容 の す べ て	特 定 施 設 甲 及 び 特 定 施 設 乙 の 図 面 に 関 する 情 報 である ため。 < 第 5 条 第 4 号 柱 書 >	5 (2) ア (ウ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
D 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 5 日 18 時 14 分 付 けメール	同左	9 月 補正の対応 (県民局) の対応内容 ○ メール本文中、3 行目 1 文字目から 9 文字目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)
		9 月 補正の対応 (県民局)	9 月 補正の対応 (県民局) の対応内容 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 4 項から第 4 欄第 7 項まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b
		特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化について	特定施設甲・女性保護施設等の安全対策の強化内容 ○ 左記文書の 3 行目以降すべて	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)
		DV 一時保護民間委託シェルターの状況	民間委託シェルターにおける具体的防犯体制の内容 ○ 左記文書の表中、第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 8 項まで、9 行目から 15 行目まで		
F 文書	平成 28 年 8 月 10 日 16 時 50 分 付 け メー ル	特定施設丁に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 27 行目まで、37 行目から 40 行目まで	特定利用者情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (エ)
G 文書	平成 28 年 8 月 16 日 11 時 53 分 付 け メー ル	特定施設丁に関する知事指示事項の検討状況	特定利用者情報 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 2 欄第 2 項のうち、6 行目 3 文字目から 22 行目まで、32 行目から 35 行目まで	特定利用者情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (エ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
I 文書	—	特定事件 関連全体 スケジュール	特定事務のスケジュールに関する情報 ○ 左記文書表中、第6欄第1項から同欄第6項まで	特定事務のスケジュールに関する情報に該当するため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ウ)
L 文書	平成28年8月18日10時53分 付けメール	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管9施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(イ)
			県民局所管9施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
			県民局所管9施設における防犯カメラの有無に関する情報		
			県民局所管9施設における自動警報装置の有無に関する情報		
平成28年8月22日10時53分 付けメール	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	特定施設乙における侵入者対策の内容	緊急時の連絡体制に関する情報に該当するため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(キ)	
		特定施設乙における施設の危機管理上の課題			
		特定施設乙における入所者への緊急時伝達方法			
		特定施設乙における職員への緊急時伝達方法			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票)	特定施設乙における侵入 者対策の内容	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(イ)
			特定施設乙における危機 管理マニュアルの作成の 有無に関する情報のう ち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 8 欄第3項のうち、 3 行目から 8 行目ま で		
			特定施設乙における施設 の危機管理上の課題		
			特定施設乙における入所 者への緊急時伝達方法	緊急時の連絡体制 に関する情報に該 当するため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(キ)
			特定施設乙における職員 への緊急時伝達方法		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書 < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル	特定施設乙のマニュアル の内容のうち、次に掲げるもの		
			<p>○ 特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記文書 33 頁目のうち、5 行目 3 文字目から 14 文字目まで、6 行目 3 文字目から 14 文字目まで、7 行目 6 文字目から 17 文字目まで、14 行目 7 文字目から 16 行目まで、17 行目 6 文字目から 20 行目まで 	特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) イ (ア)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書 < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル < 続き >	特定施設乙のマニュアル の内容のうち、次に掲げ るもの< 続き >		
			○ 特定の個人に係る 事件事例情報 ・ 左記文書中、19 頁目のうち、17 行 目から 24 行目ま で、20 頁目のう ち、4 行目から 8 行目まで、21 頁目 のうち、18 行目か ら 27 行目まで、 24 頁目のうち、13 行目から 25 行目ま で、27 行目 4 文字 目から 33 文字目ま で、30 行目 4 文字 目から 42 文字目ま で、26 頁目のう ち、7 行目から 11 行目まで、15 行目 10 文字目から 18 行 目まで、19 行目 11 文字目から 22 行目 まで	個人の心身の状況 等に関する情報で あって、個人の格 格と密接に關係す るものであると認 められるため、個 人を識別すること はできないもの の、公開すること により、当該個人 の権利利益を害す おそれがある情 報に該当するた め。 < 第 5 条第 1 号 >	5 (2) イ (1)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕	
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書 < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル < 続き >	特定施設乙のマニュアルの内容のうち、次に掲げるもの< 続き >		
			○ 特定の個人に係る事件事例情報< 続き > ・ 左記文書中、32 頁目のうち、18 行目 4 文字目から 21 行目まで	特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) イ(ア)
			○ 特定施設乙の職員の氏名 ・ 左記文書 33 頁目のうち、9 行目 7 文字目から 11 文字目まで	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。 < 第 5 条第 1 号 >	5 (2) イ(ウ)
	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)		入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設甲における対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 6 欄第 3 項のうち、5 行目から 9 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
			特定施設甲における侵入者対策の内容		
			特定施設甲における施設の危機管理上の課題	緊急時の連絡体制に関する情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(キ)
			特定施設甲における入所者への緊急時伝達方法 特定施設甲における職員への緊急時伝達方法		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書 <続き>	特定施設 甲 の マ ニュアル	特定施設甲のマニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報		
	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメー ル	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票)	特定施設乙における侵入者対策の内容	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (2) ア (イ)
			特定施設乙における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 8 欄第 3 項のうち、3 行目から 8 行目まで		
			特定施設乙における施設の危機管理上の課題	緊急時の連絡体制に関する情報に該当するため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (2) ア (キ)
			特定施設乙における入所者への緊急時伝達方法 特定施設乙における職員への緊急時伝達方法		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメー ル < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル	特定施設乙のマニュアル の内容のうち、次に掲げるもの		
			○ 特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記文書 33 頁目のうち、5 行目 3 文字目から 14 文字目まで、6 行目 3 文字目から 14 文字目まで、7 行目 6 文字目から 17 文字目まで、14 行目 7 文字目から 16 行目まで、17 行目 6 文字目から 20 行目まで 	特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) イ (ア)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメー ル < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル < 続き >	特定施設乙のマニュアル の内容のうち、次に掲げ るもの< 続き >		
			<p>○ 特定の個人に係る 事故事例情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記文書中、19 頁目のうち、17 行 目から 24 行目ま で、20 頁目のう ち、4 行目から 8 行目まで、21 頁目 のうち、18 行目か ら 27 行目まで、 24 頁目のうち、13 行目から 25 行目ま で、27 行目 4 文字 目から 33 文字目ま で、30 行目 4 文字 目から 42 文字目ま で、26 頁目のう ち、7 行目から 11 行目まで、15 行目 10 文字目から 18 行 目まで、19 行目 11 文字目から 22 行目 まで 	<p>個人の心身の状況 等に関する情報で あって、個人の 人格と密接に関係 するものであると 認められるため、 個人を識別するこ とはできないもの の、公開すること により、当該個人 の権利利益を害す おそれがある情 報に該当するた め。</p> <p>< 第 5 条第 1 号 ></p>	5 (2) イ (1)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメール < 続き >	特定施設乙のマニュアル < 続き >	特定施設乙のマニュアルの内容のうち、次に掲げるもの< 続き >		
			○ 特定の個人に係る事故事例情報< 続き > ・ 左記文書中、32 頁目のうち、18 行目 4 文字目から 21 行目まで	特定施設乙の所在地及び連絡先並びに所在地を推測し得る情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) イ(ア)
			○ 特定施設乙の職員の氏名 ・ 左記文書 33 頁目中、9 行目 7 文字目から 11 文字目まで	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。 < 第 5 条第 1 号 >	5 (2) イ(ウ)
M 文書	特定会議 B の会議資料	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項、同欄第 3 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 5 行目まで ○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、5 行目から 9 行目まで ○ 左記文書 4 頁目表中、第 4 欄第 3 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、3 行目から 5 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
M 文書 (続き)	特定会議 Bの会議 資料 < 続き >	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票) < 続き >	<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア(イ)
			<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち、4 行目から 13 行目まで</p>		
			<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項</p>		
			<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、同欄第 3 項</p>	<p>緊急時の連絡体制に関する情報に該当するため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア(キ)
			<p>県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法</p>		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
M 文書 (続き)	特定会議 Bの会議 資料 < 続き >	入居を伴う 県有施設 における 警備体制 の状況	県民局所管 12 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(1)
			県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
			県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報		
			県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報		
N 文書	平成 28 年 8 月 30 日 14 時 8 分付 けメール	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、10 行目から 12 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(1)
			県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額	
		○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで		具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(1)
○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(ア)b			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧							
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕		
N 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 30 日 14 時 42 分 付けメー ル	同左	<p>県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報</p> <p>○ メール本文中、16行目から18行目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書></p>	5 (2) ア(イ)		
		県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p>			<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書></p>	5 (2) ア(イ)
			<p>○ 左記文書表中、第3欄第2項から第6欄第11項まで</p>	<p>補正予算情報βに該当する情報であるため。 <第5条第4号柱書></p>	5 (2) ア(ア)b		
			<p>○ 左記文書表中、第7欄第2項から同欄第11項まで</p>				

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
N 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 7 日 11 時 38 分 付 けメール	同左	<p>県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報</p> <p>○ メール本文中、33 行目 2 文字目から 25 文字目まで、34 行目 2 文字目から 25 文字目まで、35 行目 2 文字目から 9 文字目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
		県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
			<p>○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで</p>		
		<p>○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで</p>	<p>補正予算情報 β に該当する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア) b	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
N 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 7 日 14 時 52 分 付 けメール	同左	<p>県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報</p> <p>○ メール本文中、28 行目 2 文字目から 25 文字目まで、29 行目 2 文字目から 25 文字目まで、30 行目 2 文字目から 9 文字目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
		県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p>		
			<p>○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
<p>○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで</p>	<p>補正予算情報 β に該当する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア) b			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
N 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 30 日 14 時 8 分付 けメール に係る起 案文書	同左	<p>県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メール本文中、10行目から12行目まで ※ 手書記載事項は、行数として数えない。 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
		県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで 	<p>補正予算情報 β に該当する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア) b

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
N 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 16 時 30 分 付けメール	同左	<p>県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報</p> <p>○ メール本文中、18 行目 2 文字目から 25 文字目まで、19 行目 2 文字目から 25 文字目まで、20 行目 2 文字目から 9 文字目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (1)
		県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p>		
			<p>○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (1)
			<p>○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで</p>	<p>補正予算情報 β に該当する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (ア) b
O 文書	平成 28 年 8 月 30 日 9 時 52 分 付けメール	<p>特定施設丙の利用者の安全確保のための課題と対応策 (H28. 8. 2 作成)</p>	<p>特定施設丙における防犯対策上の課題及び対応策に関する情報</p> <p>○ 左記文書表中、第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 6 項まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (1)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
P 文書	平成 28 年 9 月 1 日 15 時 40 分 付 けメール	特定会議 B 議事概 要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目 32 文字目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 5 行目まで、7 行目、12 行目 27 文字目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 左記文書 5 頁目のうち、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
P 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 1 日 15 時 40 分 付 けメール < 続き >	特定会議 B 議事概 要 < 続き >	国の第 2 次補正予算に関する情報 ○ 左記文書 5 頁目のうち、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで	事実確認が不十分な誤った国の第 2 次補正予算に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(コ)
		特定施設 甲のマ ニュアル	特定施設甲のマニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		特定施設 戊のマ ニュアル	特定施設戊のマニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報		
S 文書	平成 28 年 9 月 13 日 14 時 54 分 付けメール	各入所施 設の夜間 の防犯体 制	県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		各入所施 設の緊急 時の連絡 体制	県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	緊急時の連絡体制に関する情報であるため。また、空欄についても、緊急時の連絡体制が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(キ) 5 (2) ア(サ)
		各入所施 設の防犯 カメラの 設置状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 14 時 54 分 付けメー ル < 続き >	各入所施設 のその他設備、 器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯器具が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ) 5 (2) ア (イ)
			県民局所管 6 施設における防犯訓練の実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 4 項、同欄第 8 項	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)
		特定事件 以降の各入所施設 での対応状況	県民局所管 6 施設における防犯設備の確認に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯設備が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ) 5 (2) ア (イ)
			県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 5 項のうち、5 行目から 7 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 18 時 42 分 付けメー ル	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 7 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	緊急時の連絡体制に関する情報であるため。また、空欄についても、緊急時の連絡体制が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(キ) 5 (2) ア(サ)
		各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管 7 施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管 7 施設における防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯器具が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ) 5 (2) ア(サ)
			県民局所管 7 施設における防犯訓練の実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 4 項、同欄第 8 項	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(ク)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 18 時 42 分 付けメー ル < 続き >	特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況	県民局所管 7 施設における防犯設備の確認に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯設備が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ) 5 (2) ア(イ)
			県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 5 項のうち、5 行目から 7 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
	平成 28 年 9 月 13 日 19 時 39 分 付けメー ル	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 7 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	緊急時の連絡体制に関する情報であるため。また、空欄についても、緊急時の連絡体制が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ) 5 (2) ア(イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕	
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 19 時 39 分 付けメー ル < 続き >	各入所施設 の防犯 カメラの 設置状況	県民局所管 7 施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)
		各入所施設 のその他設備、 器具の状況	県民局所管 7 施設における防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯器具が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ) 5 (2) ア (イ)
		特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況	県民局所管 7 施設における防犯設備の確認に関する情報	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ) 5 (2) ア (イ)
		各入所施設 の防犯訓練 の実施の有 無に関する 情報のうち、 次に掲げる もの ○ 左記文書 表中、第 3 欄第 4 項、 同欄第 8 項	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 19 時 39 分 付けメー ル < 続き >	特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況 < 続き >	県民局所管 7 施設における その他の対応に関する情報 のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表 中、第 4 欄第 2 項のうち、 1 行目から 3 行目まで、 同欄第 3 項、同欄第 5 項の うち、5 行目から 7 行目 まで ○ 左記文書 2 頁目表 中、第 4 欄第 3 項	具体的防犯体制に関する 情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (1)
	平成 28 年 9 月 16 日 9 時 49 分 付けメー ル	各入所施 設の夜間 の防犯体 制	県民局所管 7 施設におけ る夜間の常勤・非常勤職 員数、警備体制、警備業 務委託の有無に関する情 報	具体的防犯体制に関する 情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (1)
		各入所施 設の緊急 時の連絡 体制	県民局所管 7 施設におけ る緊急時の施設内連絡体 制、職員への連絡体制、 県への連絡体制に関する 情報	緊急時の連絡体制に関 する情報であるため。ま た、空欄についても、緊 急時の連絡体制が整って いないという防犯体制の 脆弱性を示すことにつ ながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (キ) 5 (2) ア (サ)
		各入所施 設の防犯 カメラの 設置状況	県民局所管 7 施設におけ る防犯カメラの設置の有 無・台数、自動警報装置 の設置の有無に関する情 報	具体的防犯体制に関する 情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (1)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 16 日 9 49 分付 けメール < 続き >	各入所施設 のその他設備、 器具の状況	県民局所管 7 施設における防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯器具が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ) 5 (2) ア (イ)
			県民局所管 7 施設における防犯訓練の実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項から同欄第 4 項まで、同欄第 8 項	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)
		特定事件 以降の各入所施設 での対応状況	県民局所管 7 施設における防犯設備の確認に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯設備が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ) 5 (2) ア (イ)
			県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、5 行目から 7 行目まで、同欄第 4 項	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 20 日 10 時 59 分 付けメール	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報		
	平成 28 年 9 月 20 日 11 時 53 分 付けメール	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 7 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制、警備業務委託の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 7 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制、県への連絡体制に関する情報	緊急時の連絡体制に関する情報であるため。また、空欄についても、緊急時の連絡体制が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(キ) 5 (2) ア(サ)
		各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管 7 施設における防犯カメラの設置の有無・台数、自動警報装置の設置の有無に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 20 日 11 時 53 分 付けメール < 続き >	各入所施設 のその他設 備、器具の状 況	県民局所管 7 施設における防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯器具が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ) 5 (2) ア(イ)
			県民局所管 7 施設における防犯訓練の実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項から同欄第 4 項まで、同欄第 8 項から同欄第 9 項まで	具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できる情報のため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		特定事件 以降の各入 所施設での 対応状況	県民局所管 7 施設における防犯設備の確認に関する情報	具体的防犯体制に関する情報のため。また、空欄についても、その他の防犯設備が整っていないという防犯体制の脆弱性を示すことにつながる情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ) 5 (2) ア(イ)
			県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、5 行目から 7 行目まで、同欄第 4 項	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕
T 文 書	平成 28 年 9 月 13 日 17 時 30 分 付けメール	同左	保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、29 行目から 33 行目まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b
		添付ファイル	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容		
			○ 第 2 欄第 2 項から第 3 欄第 13 項まで、第 2 欄第 18 項から第 3 欄第 21 項まで、第 5 欄第 2 項から第 6 欄第 13 項まで、第 5 欄第 18 項から第 6 欄第 21 項まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b
		○ 第 2 欄第 14 項から第 3 欄第 17 項まで、第 5 欄第 14 項から第 6 欄 17 項まで	補正予算情報 γ に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) c	
	平成 28 年 9 月 13 日 17 時 30 分 付けメールに係る 起案文書	同左	保健福祉局の 11 月補正予算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、29 行目から 33 行目まで ※ 手書記載事項は、行数として数えない。	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧						
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 〔答申本文 参照箇所〕		
T 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 17 時 30 分 付けメールに係る 起案文書 < 続き >	県民局の 11 月 補 正予算状 況	県民局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b	
		保健福祉 局の 11 月補正予 算状況	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容			
			○ 第 2 欄第 2 項から第 3 欄第 13 項まで、第 2 欄第 18 項から第 3 欄第 21 項まで、第 5 欄第 2 項から第 6 欄第 13 項まで、第 5 欄第 18 項から第 6 欄第 21 項まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b	
			○ 第 2 欄第 14 項から第 3 欄第 17 項まで、第 5 欄第 14 項から第 6 欄第 17 項まで	補正予算情報 γ に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) c	
		県民局入 所施設等 の安全対 策につい て	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額			
			○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 6 欄第 11 項まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (イ)	
			○ 左記文書表中、第 7 欄第 2 項から同欄第 11 項まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
T 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 17 時 30 分 付けメールに係る 起案文書 < 続き >	障害者支援施設等に 係る国補正予算 (平成 28 年度 二次補正) 以外 の状況一覧	特定施設甲及び特定施設 乙における防犯対策の充 実強化のための 11 月補正 予算に係る要求内容 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 8 欄第 2 項まで	補正予算情報 β に 該当する情報であ るため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(ア)b
		特定施設 甲・女性 保護施設 等の安全 対策の強 化につい て	特定施設甲・女性保護施 設等の安全対策の強化内 容 ○ 左記文書の 3 行目 以降すべて	具体的防犯体制に 関する情報である ため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(イ)
		DV 一時 保護民間 委託シェ ルターの 状況	民間委託シェルターにお ける具体的防犯体制の内 容 ○ 左記文書の表中、 第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 8 項まで、8 行目から 13 行目まで		
	平成 28 年 9 月 14 日 9 時 44 分 付けメール	同左	保健福祉局の 11 月補正予 算に係る要求予定項目 ○ メール本文中、36 行目から 41 行目まで	補正予算情報 β に 該当する情報であ るため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア(ア)b
	県民局の 11 月補 正予算状 況	県民局の 11 月補正予算要 求予定項目に係る細々事 業名、想定額、財源内訳 額、事業内容等の内容			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)	
T 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 20 日 17 時 28 分 付けメー ル	県民局の 11 月補 正予算状 況	県民局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容（入所施設に係るものに限る）	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b
		保健福祉 局の 11 月補正予 算状況	保健福祉局の 11 月補正予算要求予定項目に係る細々事業名、想定額、財源内訳額、事業内容等の内容		
			○ 第 2 欄第 2 項から第 3 欄第 13 項まで、第 5 欄第 2 項から第 6 欄第 13 項まで	補正予算情報 β に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) b
			○ 第 2 欄第 14 項から第 3 欄第 17 項まで、第 5 欄第 14 項から第 6 欄第 17 項まで	補正予算情報 γ に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) c
		○ 第 2 欄第 18 項から第 3 欄第 22 項まで、第 5 欄第 18 項から第 6 欄第 22 項まで	補正予算情報 α に該当する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア) a	

別表 3

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕	
D 文書	平成 28 年 8 月 3 日 11 時 3 分 付 け メー ル	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局)	9 月 補 正 の 対 応 (県 民 局) の 記 載 例 ○ 左 記 文 書 2 頁 目 表 中、第 1 欄 第 2 項 か ら 第 4 欄 第 3 項 ま だ	記 載 例 に 過 ぎ ず、公 開 す る こ と に よ り、施 設 の 安 全 面 の 確 保 に 支 障 を 生 じ る よ う な 具 体 的 防 犯 体 制 に 関 す る 情 報 と は 認 め ら れ ない た め。	具 体 的 防 犯 体 制 に 関 す る 情 報 で あ る た め。
	平成 28 年 8 月 3 日 18 時 18 分 付 け メー ル				
	平成 28 年 8 月 4 日 15 時 11 分 付 け メー ル				
	平成 28 年 8 月 4 日 15 時 27 分 付 け メー ル				
	平成 28 年 8 月 5 日 18 時 14 分 付 け メー ル				

別表3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
L 文書	平成 28 年 8 月 22 日 10 時 53 分 付けメー ル	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票)	特定施設乙に対する質問 の内容	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設乙における対応の内容		
			特定施設乙における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(2)ア(カ)参照)	
	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分 付けメー ルに係る 起案文書	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票)	特定施設乙に対する質問 の内容	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設乙における対応の内容					
			特定施設乙における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第8欄第3項のうち、1行目から2行目まで、9行目	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(2)ア(カ)参照)	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書 < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル	<p>特定施設乙のマニュアルの内容のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書中、19 頁目のうち、17 行目から 24 行目まで、20 頁目のうち、4 行目から 8 行目まで、21 頁目のうち、18 行目から 27 行目まで、24 頁目のうち、13 行目から 25 行目まで、27 行目 4 文字目から 33 文字目まで、30 行目 4 文字目から 42 文字目まで、26 頁目のうち、7 行目から 11 行目まで、15 行目 10 文字目から 18 行目まで、19 行目 11 文字目から 22 行目まで、32 頁目のうち、18 行目 4 文字目から 21 行目まで、33 頁目のうち、5 行目 3 文字目から 14 文字目まで、6 行目 3 文字目から 14 文字目まで、7 行目 6 文字目から 17 文字目まで、9 行目 7 文字目から 11 文字目まで、14 行目 7 文字目から 16 行目まで、17 行目 6 文字目から 20 行目まで</p>	<p>特定施設乙における通常業務を遂行する上でのマニュアルであって、同施設における具体的防犯体制に言及したものとは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 18 日 11 時 7 分付 けメール に係る起 案文書 < 続き >	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調 査 票)	特定施設甲に対する質問 の内容	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防 犯体制に 関する情 報である ため。
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設甲における対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 6 欄第 3 項のうち、1 行目から 4 行目まで		
		特定施設甲のマニュアル	特定施設甲における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2)ア(カ)参照)	
	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメー ル	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調 査 票)	特定施設乙に対する質問 の内容	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	
			入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った特定施設乙における対応の内容		
			特定施設乙における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 8 欄第 3 項のうち、1 行目から 2 行目まで、9 行目	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2)ア(カ)参照)	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
L 文書 (続き)	平成 28 年 8 月 23 日 8 時 52 分 付けメー ル < 続き >	特定施設 乙のマ ニュアル	<p>特定施設乙のマニュアルの内容のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書中、19 頁目のうち、17 行目から 24 行目まで、20 頁目のうち、4 行目から 8 行目まで、21 頁目のうち、18 行目から 27 行目まで、24 頁目のうち、13 行目から 25 行目まで、27 行目 4 文字目から 33 文字目まで、30 行目 4 文字目から 42 文字目まで、26 頁目のうち、7 行目から 11 行目まで、15 行目 10 文字目から 18 行目まで、19 行目 11 文字目から 22 行目まで、32 頁目のうち、18 行目 4 文字目から 21 行目まで、33 頁目のうち、5 行目 3 文字目から 14 文字目まで、6 行目 3 文字目から 14 文字目まで、7 行目 6 文字目から 17 文字目まで、9 行目 7 文字目から 11 文字目まで、14 行目 7 文字目から 16 行目まで、17 行目 6 文字目から 20 行目まで</p>	<p>特定施設乙における通常業務を遂行する上でのマニュアルであって、同施設における具体的防犯体制に言及したものとは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関の説明〕
M 文書	特定会議 Bの会議 資料	<p>特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）</p> <p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 4 項 ○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 4 頁目表中、第 4 欄第 2 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 2 行目まで、同欄第 3 項 	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項 		
		<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち 4 行目から 13 行目まで 	<p>マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。</p> <p>（答申 5 (2) ア (カ) 参照）</p>	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関の説明〕
M 文書 (続き)	特定会議 Bの会議 資料 < 続き >	特定事件 を受けた 入所施設 での対応 について (調査 票) < 続き >	<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項 	<p>公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p>
			<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、同欄第 3 項 	<p>入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であっても、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。</p>	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関の説明〕
P 文書	平成 28 年 9 月 1 日 15 時 40 分 付 けメール	特定会議 B 議事概 要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目のうち、25 行目 1 文字目から 31 文字目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、10 行目から 12 行目 26 文字目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、12 行目 20 文字目から 13 行目まで、17 行目 	公開することにより、施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		特定施設 甲のマ ニュアル	特定施設甲のマニュアルの冒頭のタイトル部分	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア (カ) 参照)	具体的防犯体制に関する情報であるため。
		特定施設 戊のマ ニュアル	特定施設戊のマニュアルの冒頭のタイトル部分		

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕	
S 文書	平成 28 年 9 月 13 日 14 時 54 分 付けメー ル	各入所施設 のその他設 備、器具の 状況	県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、同欄第 5 項から同欄第 7 項まで	防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。	具体的防 犯体制と 密接に関 連する情 報である ため。
			県民局所管 6 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報	危機管理マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2)ア(カ)参照)	
		特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況	県民局所管 6 施設における所属内での会議に関する情報	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2)ア(ケ)参照)	防犯に関 係する会 議の情報 であるた め。
			県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 7 行目まで、同欄第 4 項、同欄第 5 項のうち、1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防 犯体制に 関する情 報のため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕	
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 18 時 42 分 付けメー ル	各入所施設 のその他設備、 器具の状況	<p>県民局所管 7 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、同欄第 5 項から同欄第 7 項まで、同欄第 9 項 	防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。	具体的防犯体制と密接に関連する情報であるため。
			<p>県民局所管 7 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報</p>	<p>危機管理マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。</p> <p>(答申 5 (2)ア(カ)参照)</p>	
			<p>県民局所管 7 施設における所属内での会議に関する情報</p>	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。</p> <p>(答申 5 (2)ア(ケ)参照)</p>	防犯に係る会議の情報であるため。
		特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況	<p>県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 7 行目まで、同欄第 4 項、同欄第 5 項のうち、1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項、同欄第 4 項 	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕	
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 13 日 19 時 39 分 付けメー ル	各入所施設 のその他設備、 器具の状況	<p>県民局所管 7 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、同欄第 5 項から同欄第 7 項まで、同欄第 9 項</p>	防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。	具体的防犯体制と密接に関連する情報であるため。
			<p>県民局所管 7 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報</p>	<p>危機管理マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。</p> <p>(答申 5 (2)ア(カ)参照)</p>	
			<p>県民局所管 7 施設における所属内での会議に関する情報</p>	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。</p> <p>(答申 5 (2)ア(ケ)参照)</p>	防犯に係る会議の情報であるため。
		特定事件 以降の各入所施設 での対応状況	<p>県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 7 行目まで、同欄第 4 項、同欄第 5 項のうち、1 行目から 4 行目まで</p> <p>○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項、同欄第 4 項</p>	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	具体的防犯体制に関する情報のため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 16 日 9 時 49 分 付けメー ル	各入所施設 のその他設備、 器具の状況	県民局所管 7 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 5 項から同欄第 7 項まで、同欄第 9 項	防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。	具体的防犯体制と密接に関連する情報であるため。
			県民局所管 7 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報	危機管理マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア (カ) 参照)	
		特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管 7 施設における所属内での会議に関する情報	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア (ケ) 参照)	防犯に係る会議の情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 16 日 9 時 49 分 付けメー ル < 続き >	特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況	<p>県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 11 行目まで、同欄第 4 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 4 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 5 項 ○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項 	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるとは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。
	平成 28 年 9 月 20 日 11 時 53 分 付けメー ル	各入所施設 のその他設 備、器具の 状況	<p>県民局所管 7 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書表中、第 3 欄第 5 項から同欄第 7 項まで <p>県民局所管 7 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報</p>	<p>防犯訓練の実施の有無を示す情報ではないため。</p> <p>危機管理マニュアルの有無に関する情報にすぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるとは認められないため。 (答申 5 (2) ア (カ) 参照)</p>	具体的防犯体制と密接に関連する情報であるため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧					
区分	文書種別		非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
S 文書 (続き)	平成 28 年 9 月 20 日 11 時 53 分 付けメー ル < 続き >	特定事件 以降の各 入所施設 での対応 状況	県民局所管 7 施設における所属内での会議に関する情報	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア(ケ)参照)	防犯に係る会議の情報であるため。
			県民局所管 7 施設におけるその他の対応に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 11 行目まで、同欄第 4 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 4 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 5 項	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も 1 文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 9 月 6 日	○ 諮問
平成 30 年 10 月 22 日 (第 181 回部会)	○ 審議
11 月 26 日 (第 182 回部会)	○ 審議
平成 31 年 3 月 28 日 (第 186 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和元年5月21日現在) (五十音順)